

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年7月8日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽戒光39番地		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 丸工自動車運送株式会社 代表取締役社長 木原 泰博 電話 075-681-2101			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5台	0台	0台	5台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	0台	0台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	近畿冷凍空調工業会の「機器の点検について」をもとに、フロン排出抑制法 管理記録簿ワークシートにより管理			
	廃棄時	事業所内のエアコンを廃棄する場合は、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所内で使用しているエアコンについて3ヶ月ごとの簡易点検を実施。現状特に問題はない。			
	廃棄時	現在稼働中のエアコンが廃棄される際は、充填回収業者により冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を新たにすることは、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。